

平成二十年六月十三日受領  
答弁第四七四号

内閣衆質一六九第四七四号

平成二十年六月十三日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出在ロシア日本国大使館におけるセクハラ行為に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出在ロシア日本国大使館におけるセクハラ行為に関する再質問に対する答弁書

一、四、五及び七について

お尋ねの事案については、関係者の間で主張が一致しない部分もあることから、更なる聴取を行つていくところであり、御指摘の「訴え」に係る事実関係の確定に一定の時間を要しているものである。お尋ねの事案に関する調査は、在ロシア日本国大使館の職員等を対象として、同大使館が行っているものであり、同大使館の事務遂行に責任を有しているのは、同大使館の館長であるロシア国駐箚特命全権大使である。御指摘の職員等に対して具体的にどのような調査を行っているかについては、調査の公正かつ円滑な遂行に影響を及ぼすおそれがあることから、現時点でお答えすることは差し控えたい。

二、三及び六について

平成二十年五月二十三日に、御指摘の現地職員によりロシアにおける一部報道機関に文書が送付されたと承知しており、御指摘の公使は、当該事実を同日承知した。

八について

御指摘の現地職員は、平成二十年五月三十一日付で在ロシア日本国大使館を退職している。  
九について

御指摘のようなことを行っている事実はない。

十について

御指摘の用語は広く一般に使用されているものとは認識していない。

十一について

外務省において把握している範囲では、御指摘のような事案について承知していない。